

労働者派遣事業に係わる情報提供（首都圏）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 項の規定に従い下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2020 年 1 月 1 日～9 月 30 日

事業所の名称	株式会社セイファート
事業所の所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-27-11 祐真ビル 2F

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数（月平均）	189（人）
--------------	--------

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	1709（件）
----------------------	---------

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金平均額（1日8時間あたりの額）	18,544（円）
派遣労働者の賃金平均額（1日8時間あたりの額）	11,368（円）
マージン率	39%

4. 教育訓練に関する事項

キャリアアップ講習を中心に教育訓練を実施しています。

その他、自社教育にて無料で受講できるプログラム（カット、カラー、パーマ等）を設けています。

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支払	労働者の費用負担
社会人基礎力	派遣労働者	OFF-JT	あり	なし
技術講習	派遣労働者	OJT・OFF-JT	なし	なし
復職支援講習	派遣労働者	OJT・OFF-JT	あり	なし
キャリアアップ講習	派遣労働者	OFF-JT	あり	なし

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生等：社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断 ・各種サポート：キャリアコンサルティング

6. 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・労使協定締結の有無→締結済
- ・対象となる派遣労働者の範囲→美容師の業務に従事する従業員
- ・有効期間→令和 2 年 10 月 5 日から令和 3 年 10 月 4 日

労働者派遣事業に係わる情報提供（東海ブランチ）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 項の規定に従い下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2020 年 1 月 1 日～9 月 30 日

事業所の名称	株式会社セイファート
事業所の所在地	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 13-26

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数（1 日平均）	32	（人）
----------------	----	-----

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	296	（件）
----------------------	-----	-----

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金平均額（1 日 8 時間あたりの額）	18,608	（円）
派遣労働者の賃金平均額（1 日 8 時間あたりの額）	11,664	（円）
マージン率	38	%

4. 教育訓練に関する事項

キャリアアップ講習を中心に教育訓練を実施しています。

その他、自社教育にて無料で受講できるプログラム（カット、カラー、パーマ等）を設けています。

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支払	労働者の費用負担
社会人基礎力	派遣労働者	OFF-JT	あり	なし
キャリアアップ講習	派遣労働者	OFF-JT	あり	なし

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・ 福利厚生等：社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断
- ・ 各種サポート：キャリアコンサルティング

6. 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・ 労使協定締結の有無→締結済
- ・ 対象となる派遣労働者の範囲→美容師の業務に従事する従業員
- ・ 有効期間→令和 2 年 10 月 9 日から令和 3 年 10 月 8 日

労働者派遣事業に係わる情報提供（関西ブランチ）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 項の規定に従い下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2020 年 1 月 1 日～9 月 30 日

事業所の名称	株式会社セイファート
事業所の所在地	〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-2-12 本町平成ビ 8 階

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数（1 日平均）	16	（人）
----------------	----	-----

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	147	（件）
----------------------	-----	-----

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金平均額（1 日 8 時間あたりの額）	14,720	（円）
派遣労働者の賃金平均額（1 日 8 時間あたりの額）	11,208	（円）
マージン率	24	%

4. 教育訓練に関する事項

キャリアアップ講習を中心に教育訓練を実施しています。

その他、自社教育にて無料で受講できるプログラム（カット、カラー、パーマ等）を設けています。

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支払	労働者の費用負担
社会人基礎力	派遣労働者	OFF-JT	あり	なし
キャリアアップ講習	派遣労働者	OFF-JT	あり	なし

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・ 福利厚生等：社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断
- ・ 各種サポート：キャリアコンサルティング

6. 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・ 労使協定締結の有無→締結済
- ・ 対象となる派遣労働者の範囲→美容師の業務に従事する従業員
- ・ 有効期間→令和 2 年 10 月 9 日から令和 3 年 10 月 8 日